

## 令和7年度 第1号被保険者介護保険料段階別金額表

(前年とは令和6年中です)

段階	段階の説明		年間保険料額	(例) 昭和36年3月15日生まれの方の年間保険料
第1段階	・生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の「課税年金収入額」+「合計所得金額(公的年金等の雑所得は除く)」が80万9,000円以下		21,540円 (基準額×0.285)	1,790円 (3月分)
第2段階	本人が市民税	世帯 市民税	80万9,000円を超え120万円以下	36,660円 (基準額×0.485) 3,050円 (3月分)
第3段階			120万円超	51,780円 (基準額×0.685) 4,310円 (3月分)
第4段階	本人が市民税	課税世帯 市民税	80万9,000円以下	68,040円 (基準額×0.90) 5,670円 (3月分)
第5段階			80万9,000円超	75,600円 (基準額) 6,300円 (3月分)
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額(公的年金等の雑所得は除く)	120万円未満	90,720円 (基準額×1.2) 7,560円 (3月分)
第7段階			120万円以上210万円未満	98,280円 (基準額×1.3) 8,190円 (3月分)
第8段階			210万円以上320万円未満	113,400円 (基準額×1.5) 9,450円 (3月分)
第9段階			320万円以上420万円未満	128,520円 (基準額×1.7) 10,710円 (3月分)
第10段階			420万円以上520万円未満	143,640円 (基準額×1.9) 11,970円 (3月分)
第11段階			520万円以上620万円未満	158,760円 (基準額×2.1) 13,230円 (3月分)
第12段階			620万円以上720万円未満	173,880円 (基準額×2.3) 14,490円 (3月分)
第13段階	720万円以上	181,440円 (基準額×2.4) 15,120円 (3月分)		

※10円未満切捨

### 保険料の納付が困難になったときは・・・

・災害などにより住宅・家財に著しい損害を受けたり、解雇などで世帯の収入が著しく減少したときなどは、申請することにより介護保険料が猶予や減免される場合があります。

※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで  
(イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで

・市の窓口では、納税相談をいつでも受け付けています。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情にあった納付計画を一緒に考えていきます。  
市役所税務課 収納対策室 ☎(0254)53-3361(直通)

御不明な点等がございましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

### 【問い合わせ先】

村上市役所  
(本庁) 村上市 税務課 市民税室 ☎(0254)75-8949(直通)  
(支所) 荒川支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254)62-3103(直通)  
神林支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254)66-6112(直通)  
朝日支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254)72-6885(直通)  
山北支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254)77-3112(直通)

## 令和7年度の介護保険料

令和7年度の保険料額が決定しましたので、『介護保険料納入(更正)通知書』をお送りいたします。

同封の『介護保険料納入(更正)通知書』の見方と制度のしくみについて説明します。

※『介護保険料納入(更正)通知書』の裏面も御覧ください。

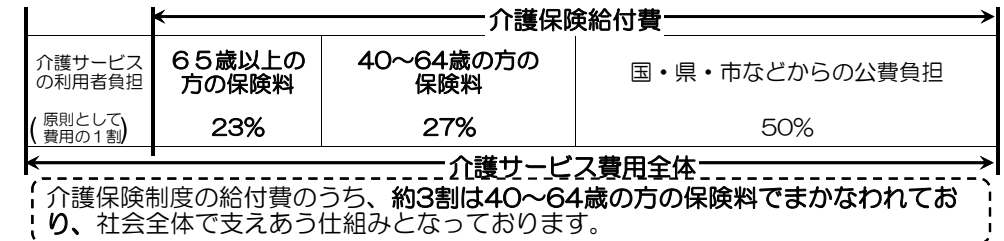
### 介護保険料について

65歳の誕生日が属する月(誕生日が1日の方はその前月)分から、また、65歳以上の方で転入された方は、転入された日から介護保険料が計算されます。

例: 誕生日が昭和36年3月2日の方 → 令和8年3月分から保険料を計算します。  
誕生日が昭和36年4月1日の方 → 令和8年3月に転入・届出した方 → 令和8年4月から保険料の納付が始まります

国民健康保険税では、65歳の誕生日が属する月の前月(誕生日が1日の方はその前々月)分までの介護分の保険料額をあらかじめ計算して、年間保険料額に含めて割り振りしています。そのため、65歳になられて新たに介護保険料が賦課されても、そのことによる国民健康保険料額の減額はございません。

### 介護保険の財源



### 介護保険料の納め方について

- ・納付書で納付する方は、同封の納付書で、期限内に納めてください。
- ・同封の納付書は、ミシン目以外で折り曲げないように保管してください。
- ・口座振替で納付する方は、納期限の日にお申し込みの口座から自動振替します。

### ◆納付場所について(納付書で納付する方)

- ・村上市役所本庁、各支所、連絡所
- ・第四北越銀行、大光銀行、さらやか銀行、村上信用金庫、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、北新潟農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストア

※納付可能なコンビニは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。納付期限の過ぎた納付書はコンビニで納めることができませんので、上記の納付場所で納めてください。

### ◆納め方の変更について

- ・納め方を納付書から口座振替に変更できます。変更する場合は、振替する口座の預金通帳と通帳の届出印をお持ちになり、市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きをしてください。
- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、『特別徴収』(年金からの天引き)の対象者となっても手続きをすることで口座振替での納付に変更することができます。ただし、介護保険料は現在のところ、この変更はできませんので御了承ください。

### ◆特別徴収の開始について

- ・『特別徴収』(年金から保険料を天引きする納め方)は、年金支払者(厚生労働大臣や共済組合など)から連絡があった後に開始されますので65歳到達後すぐには開始されません。対象者のうち、該当となる方は納付方法が自動的に特別徴収に変更となります。対象者・・・65歳以上の第1号被保険者で年額18万円以上の年金を受給している方

# 通知書の見方について

通知書の見方につきましては、下図を御覧ください。

年度分（年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	
変更年月日	変更理由

「変更理由」欄には今回、介護保険料が決定された理由を記載しています。

今回決定された、令和7年度分の介護保険料額です。

年間保険料額  
円

月	期別	変更前の保険料額（円）		変更後の保険料額（円）		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						
合計額						
差引増減額						

『特別徴収』  
支給される年金からの天引きで保険料を納付することをいいます。年金が口座に振り込まれる前に、あらかじめ保険料を天引きします。  
『普通徴収』  
納付書又は口座振替により、保険料を納付することをいいます。

「保険料徴収方法」欄には介護保険料の納め方を記載しています。

これまでの保険料納付等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

『特別徴収』の場合、「特別徴収義務者」欄には年金支払者（厚生労働大臣や共済組合など）、「特別徴収対象年金」欄には天引きされる年金の種類（老齢基礎年金など）を記載しています。

これからの保険料納付等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

今年度に65歳になられた方及び転入された方の介護保険料は、普通徴収（納付書又は口座振替）で納めていただきます。

※特別徴収は、65歳到達後（転入後）すぐには開始されません。年金支払者から、特別徴収の対象者として市に連絡があった後に開始となります。該当になる方は納付方法が自動的に特別徴収に変更となりますので、手続きは必要ありません。

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。  
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

令和7年度介護保険料額の決定のもととなる令和6年中の合計所得金額や年金収入額（障害年金や遺族年金などの非課税年金は除く）、令和7年度の市民税課税状況等です。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④
(変更前)						
(変更後)						

「保険料段階」に記載されている数字は、保険料の所得段階（第1段階から第13段階）を表しています。それぞれの所得段階の説明や年間保険料額等については、4ページの『令和7年度 第1号被保険者 介護保険料段階別金額表』を御覧ください。

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)					
(変更後)					

口座振替を申し込んでいる方は、納期限の日に口座から自動振替します。  
お申し込みの金融機関名や口座番号等です。  
なお、口座番号は個人情報保護のため、下3桁を隠しています。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

※口座振替をお申し込みの方はには納付書は同封していません。

(お問合せ先) 村上市役所 税務課市民税室 住所 〒958-8501 村上市三之町1番1号 電話番号 (0254)75-8949(直通)

## その他

- 普通徴収のうち、納付書で納める方は、同封の納付書で期限内に納めてください。
- 納入通知書や領収証書は再交付できませんので、大切に保管してください。
- 住所を変更された方は市役所市民課・各支所地域振興課市民生活室で至急手続きをしてください。